

農地法制の在り方に関する研究会について

令和4年12月12日

一部改正 令和5年4月7日

1 趣旨

穀物の国際価格の高騰や各国の食料輸出規制等による世界の食料事情の不安定化、多様な主体による農地利用、営農型太陽光発電の普及、産地と連携し原料確保を志向する食品産業の増加など、現下の農地をめぐる情勢は著しく変化している。

こうした中、今後の農地法制の在り方について、具体的な検討を進めるため、農地制度やこれらの問題に精通した有識者等の意見を幅広く聴取することを目的として、農地法制の在り方に関する研究会（以下「研究会」という。）を開催する。

2 研究会の招集

研究会は、農林水産省経営局長が招集する。

3 委員等

(1) 委員は、別紙のとおりとする。

(2) 研究会は、委員のほか、必要に応じて委員以外の者を出席させ、意見の表明や説明を求めることができる。

4 運営

(1) 研究会は原則として非公開とする。

(2) 配付資料及び議事概要は、研究会終了後、農林水産省ホームページに掲載する。ただし、委員その他の出席者からの提出資料であって、当該者が非公開を希望したもの及び研究会において非公開とすることが適当であると認める資料については、この限りではない。

(3) 研究会の事務局は、経営局農地政策課において行う。

(別紙)

農地法制の在り方に関する研究会 委員名簿

(五十音順、敬称略)

加 藤 百合子 株式会社エムスクエア・ラボ 代表取締役

菊 地 敦 志 茨城県農林水産部農業政策課長

馬 場 利 彦 一般社団法人全国農業協同組合中央会 専務理事

原 田 純 孝 東京大学名誉教授・弁護士

疋 田 一 男 豊田市産業部農政企画課長

柚 木 茂 夫 一般社団法人全国農業会議所 相談役

吉 原 祥 子 公益財団法人東京財団政策研究所 研究員・研究部門主任